

「DSLスペクトル管理の基本的要件」(情報通信審議会答申)について

1 経緯等

平成15年6月、情報通信審議会より「新たなDSLサービスの導入に向けて多様な方式のサービスが共存しつつ良好なサービス環境を維持するために遵守すべき技術的要件」(DSLスペクトル管理の基本的要件)が答申された。TTCにおいて、この基本的要件に従い「DSLスペクトル管理標準」を策定することとなっている。(第5章 5-1 TTCにおけるDSLスペクトル管理標準策定の進め方)

2 基本的要件における整理等

本基本的要件の考え方として、既存の保護される伝送方式に対する新たな伝送方式のスペクトル適合性に関して、以下のことが明記されているところである。

- ・新たな伝送方式のスペクトル適合性の確認は、「既存方式の利用者に対し、許容できないような干渉の影響が生じない範囲で」行う(第3章 3-3(2) 既存方式の保護)
新たなアプリケーションの導入は既存方式の保護を前提にされるべき。
- ・ISDNについては、「約1,000万回線(平成13年度末現在)の利用があり、品質が確保されたサービスとして、固定電話などに広く利用されていること等を踏まえると、ISDN及びDSLの利用環境を保護するためには、今後新たに導入される方式において、必要な対策を講じることが妥当なものとする」(第3章 3-3(2) 利用者数の考慮)
- ・新たな伝送方式の保護される伝送方式に対するスペクトル適合性の確認について、計算モデル及び計算式を含め、干渉の影響を計算するための「計算方法」を定めている(3-3(3) スペクトル適合性の確認の方法の考え方、4-2計算によるスペクトル適合性の確認の方法)
- ・「TTCが策定するDSLスペクトル管理標準に定める保護される方式、利用制限を受けない方式、計算方法等を、今後改めて変更する場合は、利害調整を行い、DSL事業者間の合意に基づき行われることが必要である」(第5章 5-1)
事業者間の合意がなければ変更できない。

3 考え方

即ち、スペクトル管理については、既存の伝送方式を利用するユーザの利用環境の保護が優先されるべきであり、新たなアプリケーションを導入するたびに、計算方法、保護判定基準値等を見直すことは、ユーザの利用環境に混乱を与えることになるものであり、「DSLスペクトル管理の基本的要件」に照らして適当でないものである。

DSLスペクトル管理の基本的要件は、大きな社会的関心の中で多くのデータと長時間の審議、パブコメを経て、我が国DSL関係者の合意のもと、審議会として整理、答申したものである。